

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し 必要な事項は、規則で定める。	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。